

事業継承支援事業 補助金

地域農業の担い手の確保・育成に向け、事業継承により
新たに農業に取り組む方を支援します。



【支援内容】

・下記の内容にかかる経費の上限50万円を補助します

研修、先進地視察

- ・農業大学校、学術・研究機関、農業協同組合等が開催する農業経営に関する研修の受講料
- ・先進地視察にかかる交通費、宿泊費、負担金（飲食代等は対象外）

免許取得

- ・就農に必要な免許、資格の取得にかかる費用
- 例：けん引免許
ドローン技能免許
土壌診断士

法的手続き

- ・登記や土地取得のための税理士費用
- ※税の支払いや補助金の返還等、国、県及び市に支払う経費は対象外

【対象者】

- 市内の認定農業者から事業を継承する方、
または継承して3年以内の方
- 農業経営改善計画または青年等就農計画の認定
を受ける意思のある方
- 経営開始に係る他の補助金を受給していない方
- 65歳未満の方
- 市税の滞納がない方

【事業に参加するには】

- 事業にかかる見積書または領収書・チラシなど事業の取組が分かるものの要綱を用意する
- 指定の計画書を用意し市農政課に提出する

【事業スケジュール】

- | | |
|----------|-------------|
| 令和7年5月～ | 募集開始 |
| 7月31日 | 事業要望締切 |
| 8月～ | 採択者検討 |
| 9月～ | 事業採択通知および着手 |
| 令和8年2月まで | 事業完了報告 |
- ※令和7年4月以降の取組みに対して支援します
※令和8年度以降、営農状況について確認する場合があります

白河市農政課

☎ 0248-28-5527

白河市事業継承支援事業



<https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/>

第1号様式（第6条関係）

白河市事業継承支援事業補助金交付申請書

年 月 日

白河市長

申請者 住 所
氏 名

㊞

白河市事業継承支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、以下のとおり申請します。

1 申請者（事業の継承により補助を受ける者）

生 年 月 日	
電 話 番 号	
メールアドレス	

2 現経営者（申請者に事業を引き継ぐ又は引き継いだ認定農業者）

氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
メールアドレス	

3 事業継承の内容

継承の方法（どちらかに☑）	☐ 親元就農 ☐ 第三者継承
継承する事業 （どちらかに☑）	☐ 全部 ☐ 一部変更 （継承にあたり事業内容に変更が生じる場合、その内容を記入）
継承する・継承した時期	年 月
認定農業者になる時期	年 月

4 事業継承に向けた取組みの内容（別紙に補助対象の取組の内容及び経費が確認できる書類を添付）

取組内容	経 費
経費合計	